○　道営事業における事業開始手続

【法第８５条】

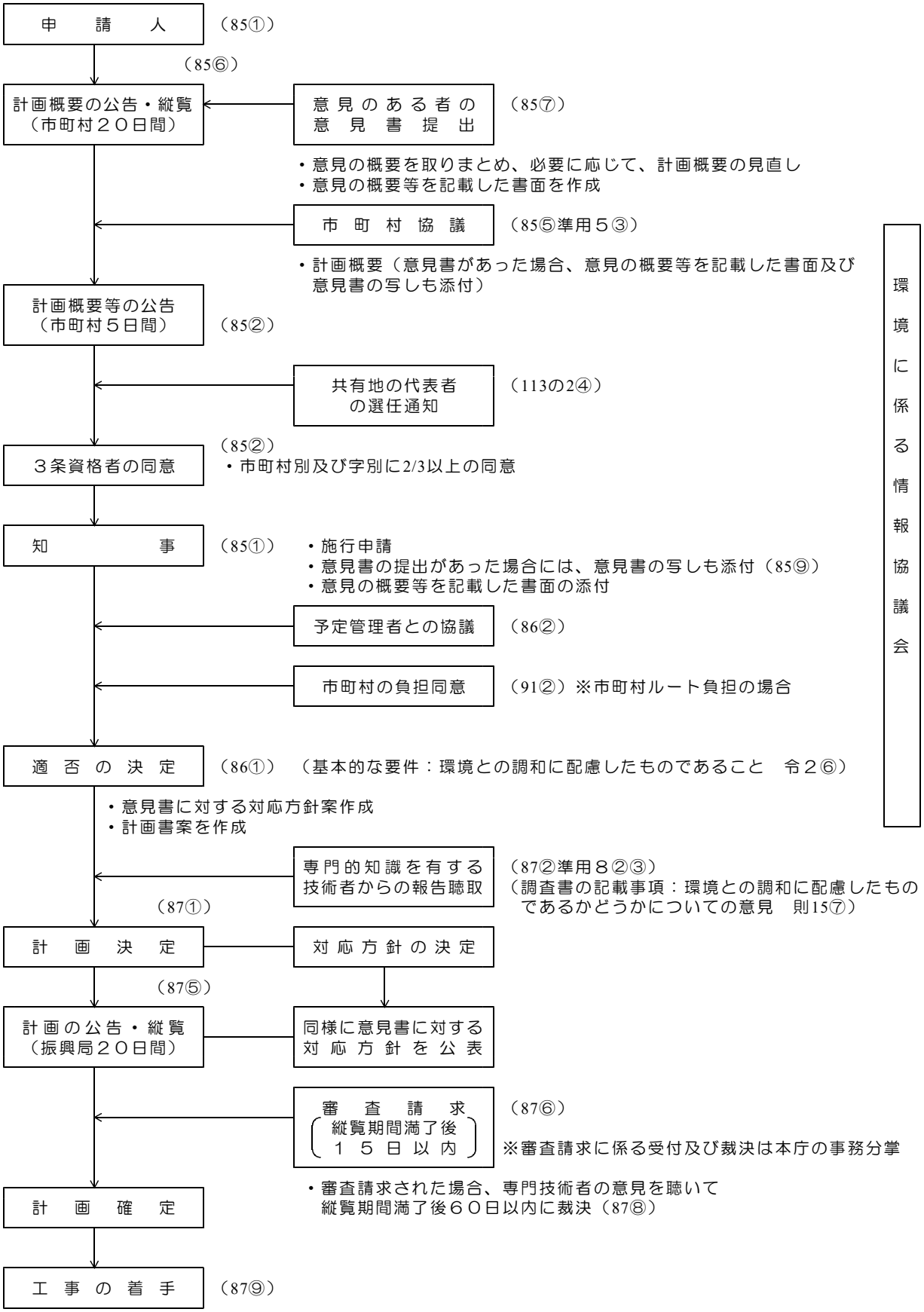

○　道営事業における事業開始手続（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【法第８７条の３】

※括弧内は農地中間管理機構からの要請に基づく場合の手続き

（87の３④）

農地中間管理機構の要請

・則第66条　要請には次に掲げる書類を提出
①当該土地改良事業の施行に係る地域の所在を記載した書面
②当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定の状況を記載した書面
③当該農地中間管理機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けている場合には、その貸付けの相手方の意見を記載した書面

知　　事

（87の３⑦準用87の２⑧）

計画概要等の公告・縦覧（市町村２０日間）

地域住民からの意見書提出　（87の３⑦準用87の２⑨）

・意見の概要を取りまとめ、必要に応じて、計画概要の見直し
・意見の概要等を記載した書面を作成

農地中間管理機構の同意　（87の３②）

農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、その相手方の意見聴取　（87の３③）

※　87の３④により、農地中間管理機構からの要請に基づく場合は、87の３②及び③を省略することができる。（87の３⑤）

市町村協議　（87の３⑥）

予定管理者の意見聴取　（87の３⑥）

環境に係る情報議会

計画（案）作成　・地域住民の意見書に対する対応方針案作成

専門的知識を有する技術者からの報告聴取　（87の３⑦準用８②③）

（87の３①）

計画決定

対応方針の決定

※事業計画の公告にあたっては、中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あることを確認すること。（87の３①3号）

（87の３⑦準用87⑤）

計画の公告・縦覧（振興局２０日間）

地域住民の意見書に対する対応方針を公表

審査請求（縦覧期間満了後１５日以内）　（87の３⑦準用87⑥）
※審査請求に係る受付及び裁決は本庁の事務分掌

・審査請求された場合、専門技術者の意見を聴いて縦覧期間満了後６０日以内に採決（87の３⑦準用87⑧）

計画確定

工事の着手　（87の３⑦準用87⑨）

○　道営事業における事業開始手続（耐震化事業）

【法第８７条の４】

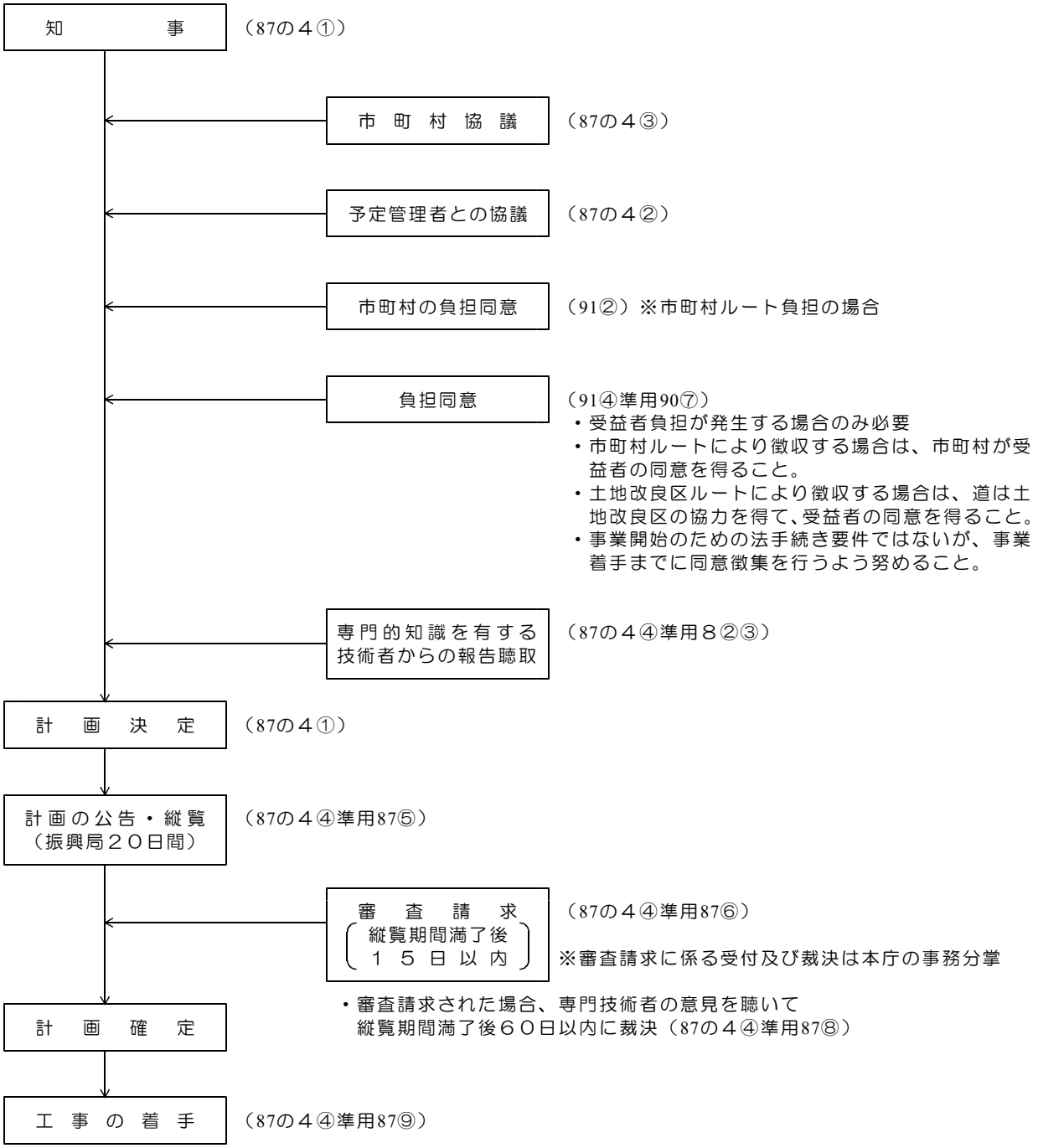

○　道営事業における事業開始手続（土地改良施設突発事故復旧事業）

【法第８７条の５】
※法は土地改良法、要綱は土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱を示す

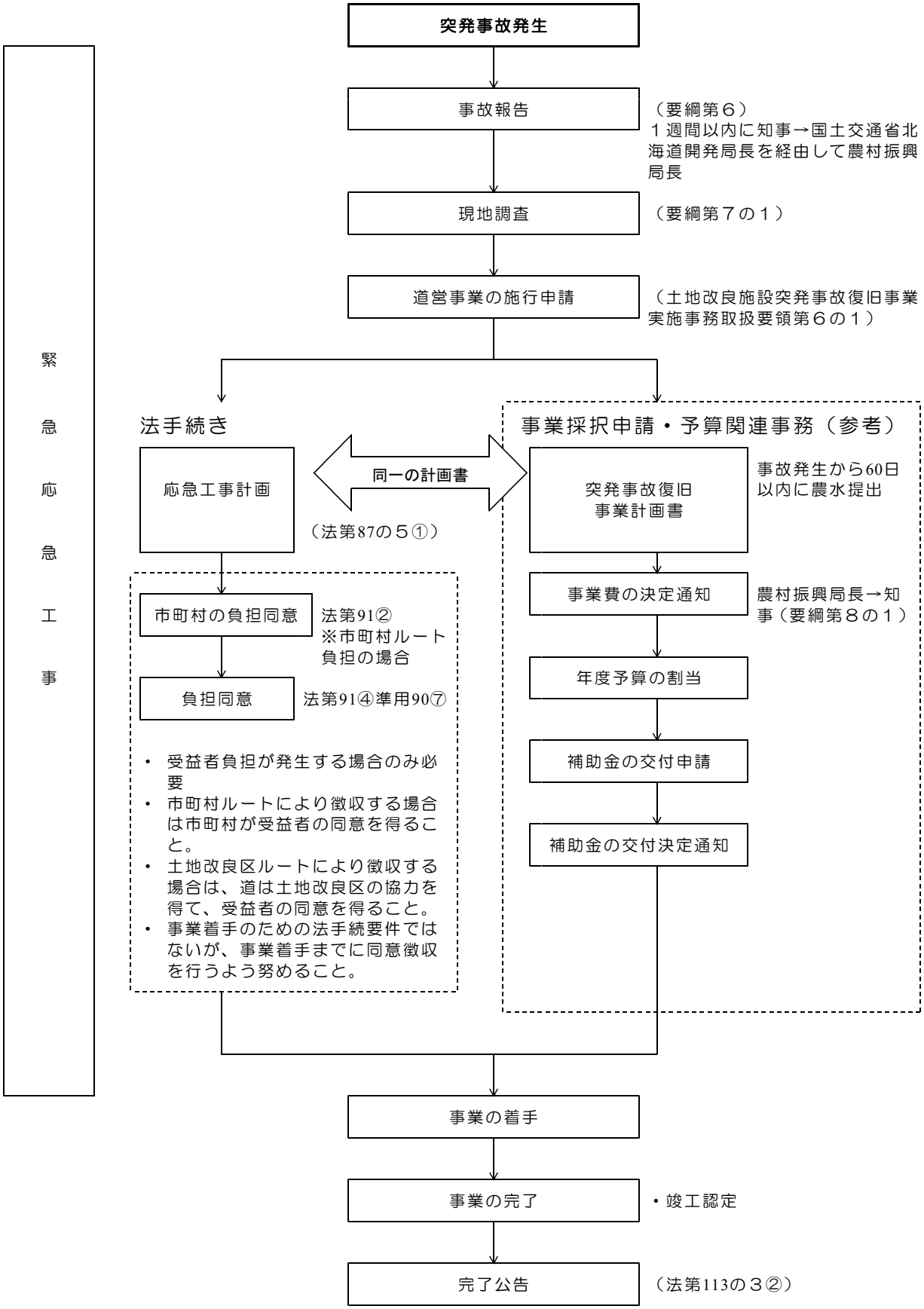

○　道営事業における計画変更手続

【法第８８条第１項】

市町村特別申請事業、第85条の４第１項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第87条の２第１項の規定により行う同項第１号の事業及び第87条の３第１項又は第87条の４第１項の規定により行う土地改良事業を除く

知　　事

（88⑥準用87の２⑧）

計画概要の公告・縦覧（市町村２０日間）

意見のある者の意見書提出　（88⑥準用87の２⑨）

・意見があった場合、対応方針案を作成し、必要に応じて、計画概要を見直し

市町村協議　（88④）

・計画概要（意見があった場合、意見の概要等を記載した書面（対応方針案）と意見書の写しも添付）
・計画変更により新たな市町村が負担団体となった場合は、市町村協議と併せて91②の同意を得ること。

予定管理者との協議　（88④）

・予定管理方法等の変更を要しない場合は協議不要（規則67の13）

計画概要等の公告（市町村５日間）　（88①）

共有地の代表者の選任通知　（113の２④）

※計画変更時は、必ずしも概要公告後でなくても良い。

（88①）

３条資格者の同意

・市町村別及び字別に2/3以上の同意
・軽微な変更（88⑥準用48④）
面積、事業費が10%以内の追加～2/3以上の同意
面積、事業費が10%以内の除外～2/3以上の同意

専門的知識を有する技術者からの報告聴取　（88⑥準用8②③）
（調査書の記載事項：環境との調和に配慮したものであるかどうかについての意見　則15⑦）

（88①）

計画決定

対応方針の決定

（88⑥準用87⑤）

計画の公告・縦覧（振興局２０日間）

同様に意見書に対する対応方針を公表

審査請求（縦覧期間満了後１５日以内）　（88⑥準用87⑥）

※審査請求に係る受付及び裁決は本庁の事務分掌

・審査請求された場合、専門技術者の意見を聴いて縦覧期間満了後６０日以内に裁決（88⑥準用87⑧）

計画確定

工事の着手　（87⑨）

環境に係る情報協議会

○　道営事業における計画変更手続き（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【法第８８条第１６項】

・　新たな地域の追加に係る要件
①全ての農用地について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること（88条⑮１号）
②法第88条第18項において準用する第87条第5項の規定による公告があった日における農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が１５年以上であること。（88条⑮2号）

○　道営事業における計画変更手続き（耐震化事業）

【法第８８条１９】

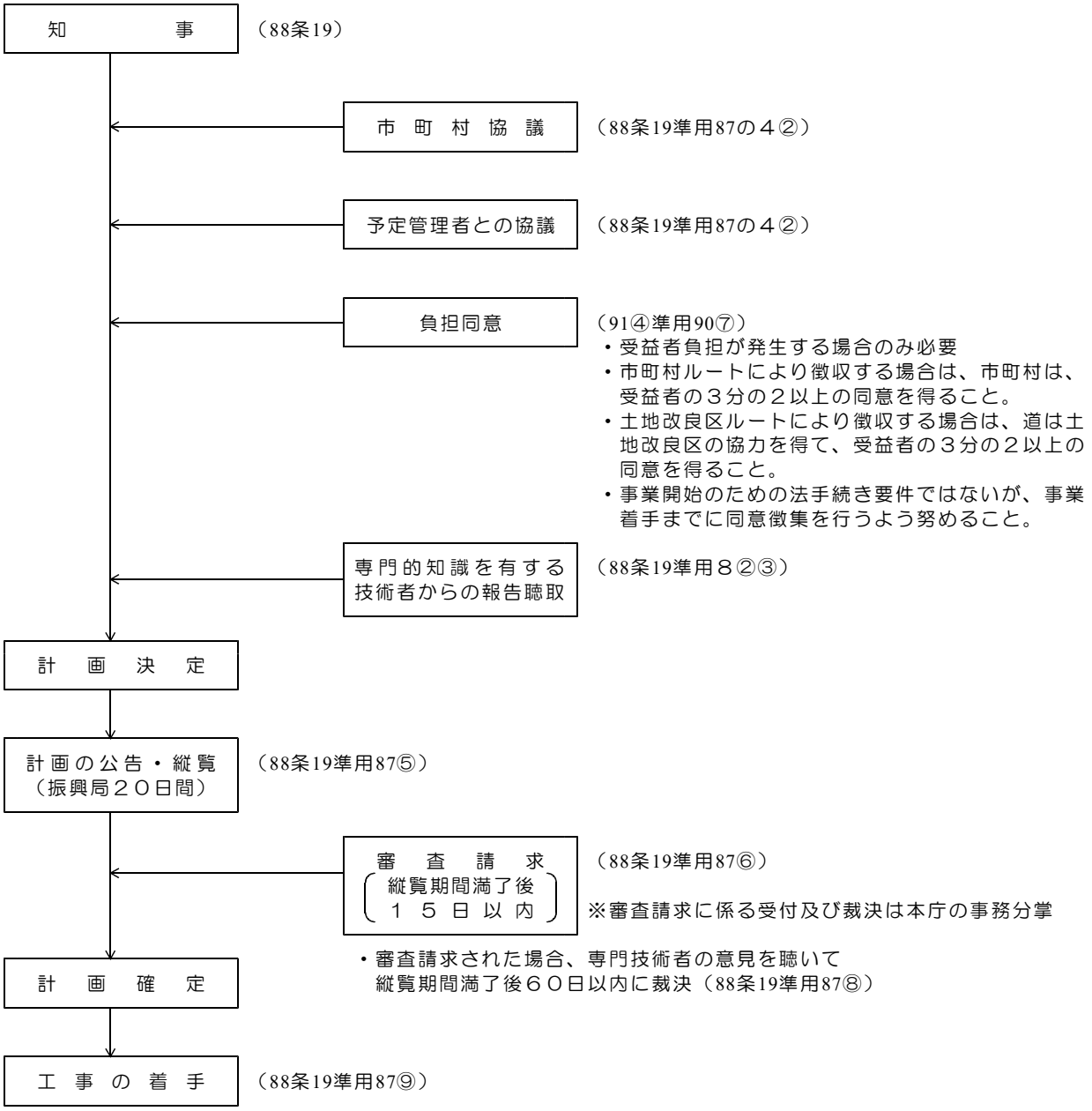

○　道営事業における計画変更手続（特に軽微な変更）

【法第８８条第１項】

市町村特別申請事業、第85条の４第１項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第87条の２第１項の規定により行う同項第１号の事業及び第87条の３第１項又は第87条の４第１項の規定により行う土地改良事業を除く

知　　事

参考：追加となる地域の農振計画、分担金等納入、施設管理について、関係する市町村、土地改良区等と事前に打ち合わせすること。

３条資格者の申出　（88⑥準用48⑥）

【特に軽微な変更の条件】
- 面積、事業費が10%以内の追加（88⑥準用48⑥）
- 追加となる地域の全員の申し出(88⑥準用48⑥）
- 地域を追加することにより、変更前の計画の効率が高められると認めるとき(88⑥準用48⑥)
- 地域を追加することにより、変更前の地域の受益者負担が増加することとならないこと（則38条の６⑤）

参考：必要に応じて、分担金等納入や施設管理の内諾を関係する市町村土地改良区等から徴する。

- 変更計画書案を作成
  変更前の計画書に変更に係る部分を記載したもの

手続の省略

専門的知識を有する技術者からの報告聴取　（88⑥準用8②③）

【専門技術者の意見聴取並びに計画書の公告縦覧及び異議の申出の手続の省略】
- 利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合可能

（88⑳）

計　画　決　定

（88①）

計画の公告・縦覧（振興局２０日間）

（88⑥準用87⑤）

計　画　決　定

３条資格者へ通知

審　査　請　求（縦覧期間満了後１５日以内）　（88⑥準用87⑥）
※審査請求に係る受付及び裁決は本庁の事務分掌

- 審査請求された場合、専門技術者の意見を聴いて縦覧期間満了後６０日以内に裁決（88⑥準用87⑧）

計　画　確　定

工　事　の　着　手　（88⑥準用87⑨）

○　道営事業における廃止手続

【法第８８条第１項】

市町村特別申請事業、第85条の４第１項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第87条の２第１項の規定により行う同項第１号の事業及び第87条の３第１項又は第87条の４第１項の規定により行う土地改良事業を除く

【国通知参考】　廃止処理計画審査委員会

土地改良事業廃止処理計画
- 廃止しようとする事業の概要
- 廃止の理由
- 事業の進捗状況
- 処理計画
- 廃止処理完了の予定時期
- 廃止処理に要する費用等
- 処理計画図面等
- その他の特記事項

知　　事

（88⑥準用87の２⑧）　（88⑥準用87の２⑨）

廃止の概要の公告・縦覧（市町村２０日間）

意見のある者の意見書提出

・意見があった場合、対応方針案を作成し、必要に応じて、廃止の概要を見直し

市町村協議　（88④）
・廃止の概要（意見があった場合、意見の概要等を記載した書面（対応方針案）と意見書の写しも添付）

予定管理者との協議　（88④）

廃止の概要の公告（市町村５日間）　（88①）

・廃止する旨（88①）
・廃止する理由（88①）
・廃止しようとする事業の処理に関する事項（則67の８第１号）
・その他必要な事項（則67の８第２号）

３条資格者の同意　（88①2号）

・廃止処理計画書案を作成

専門的知識を有する技術者からの報告聴取　（88⑥準用8②③）
（調査報告書【国通知参考】１　事業を廃止することの妥当性、２　事業の処理に関する事項の妥当性、３　結論及び勧告）

（88①）

廃止処理計画決定　―　対応方針の決定

（88⑥準用87⑤）

廃止処理計画の公告・縦覧（振興局２０日間）　―　同様に意見書に対する対応方針を公表

審査請求（縦覧期間満了後１５日以内）　（88⑥準用87⑥）
※審査請求に係る受付及び裁決は本庁の事務分掌

・審査請求された場合、専門技術者の意見を聞いて縦覧期間満了後６０日以内に裁決（88⑥準用87⑧）

計画確定

計画の廃止　（87⑨）